

県内市町の主な助成制度一覧（オフィス等向け）

<金沢市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
本社機能強化促進企業立地助成金	本社機能（全業種、市外からの移転に限る）	【区域】 ①都市再生緊急整備地域 ②上記以外の市内区域 ・投資額：5,000万円 ・雇用：5人以上	【設備投資助成】 ①新設：投資額×15% ①増設：投資額×10% ②新設：投資額×10% ②増設：投資額×7.5% 土地・建物・機械設備等の取得費、建物改修費、土地・建物の賃借料（3年間）、設備移転費 【新規雇用助成】 1人につき20万円	・投資助成：2億円 ・新規雇用助成：4,000万円	※認定期限：R13.3.31	金沢市役所 産業政策課 企業誘致室 076-220-2225 kigyous@city.kanazawa.lg.jp
クリエイティブイノベーション創出助成金	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業、機械設計業、著述・芸術家業、広告業、建築設計業、写真業等	【区域】 ①都市再生緊急整備地域 ②上記以外の市内区域 【事業内容】 ・1期以上の事業実績かつ事業所における業務を3年以上継続することが見込まれること	【設備投資助成】 ①投資額×30% ②投資額×20% A：雇用者5名以上 土地・建物取得費、土地・建物賃借料、建物改修費、設備取得・移転費 B：雇用者5名未満 土地・建物賃借料、建物改修費、設備取得・移転費 【雇用助成】 Aのみ1人につき20万円	①A 合計3,000万円 ①B 合計2,000万円 ②A 合計600万円 ②B 合計400万円		

<七尾市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	研究所、IT施設（コールセンター等）、食品加工施設	【投資額】 ・新設：5,000万円以上 ・増設：3,000万円以上 【新規地元雇用】 ・新設：5人以上 ・増設：3人以上	【投資額に対する補助】 ・新設：投資額×20% ・増設：投資額×10% <特例加算> 本社移転：5%上乗せ 指定業種：10%上乗せ ※1 地元発注：5%上乗せ ※2 【雇用助成金】 ・1人につき50万円（市内在住常時雇用者）	【投資額への補助】 2億円 （市長特認） 新設：10億円 増設：5億円 【雇用助成金】 2,000万円	※1指定業種とは…木材加工、食品加工としています。 ※2地元発注とは…市内企業に直接又は一次下請負で発注する施設及び設備に要する費用（地元発注額）が10%以上の場合、地元企業発注奨励助成金として、地元発注額の5%を加算します。	七尾市役所 産業振興課 0767-53-8565 sangyou-s@city.nanao.lg.jp
七尾市ITオフィス等進出支援事業費補助金	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、映像情報製作・配給業、デザイン業、機械設計業	・市内に住民票を持つ常時雇用者及び役員を1人以上有するITオフィス等の設置 ・投資額 要件なし	投資額×25%（増設15%）＋常時雇用1人につき50万円	・投資分：1,500万円 ・雇用分：上限なし		
七尾市サテライトオフィス等立地促進補助金	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、映像情報製作・配給業、デザイン業、機械設計業、高等教育機関、専修学校等	・サテライトオフィスの開設 ・投資額 要件なし ・雇用2人以上	投資額×25%（増設15%）＋常時雇用1人につき50万円	・投資分：1,500万円 ・雇用分：上限なし		

<小松市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
①企業立地助成金	製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、教育、学習支援業、医療、福祉、本社機能（全業種）、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、「サービス業（他には分類されないもの）」のうちのコールセンター	【投資額】 1億円以上（土地、建物、設備）	【対象経費・補助割合】 土地の取得額×20％以内	①+② 5億円		小松市役所 商工労働課 0761-24-8074 syoukou@city.komatsu.lg.jp
②税の特例措置（固定資産税）			【対象経費】 家屋 償却資産 【割合】 100％ 【期間】 3年			

<輪島市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
輪島市企業立地助成金	工場、試験研究施設、物流施設、農林水産物等販売施設、植物工場、本社機能移転施設、旅館業の施設、観覧施設、飲食サービス施設、情報通信業の施設、専門・技術サービス業の施設	【投資額、雇用】 ・2,000万円以上、2人以上	投資額×20％＋雇用1人につき50万円 ※県外からの本社移転5%加算	雇用人数2～4人 2,000万円 5～9人 5,000万円 10～29人 1億円 30人以上 2億円		輪島市役所 漆器商工課 0768-23-1147 shoukou@city.wajima.lg.jp

<珠洲市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地の促進及び雇用の拡大に関する助成金	製造業、情報サービス業等	【投資額、雇用】 ・1,000万円以上、3人以上	【新設】 ・投資額×20％＋雇用1人につき50万円 【増設】 ・投資額×15％＋雇用1人につき50万円	【投資額1,000万円の場合】 ・雇用3人以上：1億円 ・雇用10人以上：2億円 【投資額 新設10億円以上、増設13億3,000万円以上の場合】 ・雇用20人以上：3億円		珠洲市役所 産業振興課 0768-82-7775 rousyou@city.suzu.lg.jp
珠洲市サテライトオフィス等設置促進補助金	・珠洲市外に本社を置く事業者	・市内でテレワーク等を行うための事業所を設置すること ・2名以上の常用雇用従業員の増加	・投資額×25％＋雇用1人につき50万円	補助額最大1,500万円		

<加賀市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
加賀市企業立地促進条例に基づく支援	本社機能移転	・新規雇用2人以上	【補助金】 ・雇用1人につき30万円 【固定資産税、都市計画税の課税免除、不均一課税】 移転型（東京23区）10/10免除（3年間） 拡充型 9/10減免（3年間）	・補助金：3,000万円		加賀市役所 企業誘致室 0761-72-7820 kigyoun@city.kaga.lg.jp
	コールセンター	・新規雇用15人以上	【補助金】 ・雇用1人につき30万円 ・通信回線使用料の1/2（最大3年間）	・2,500万円		
	情報通信・ソフトウェア・情報処理業	・新規雇用2人以上	【補助金】 ・雇用1人につき30万円 ・通信回線使用料の1/2（最大3年間） ・土地建物賃借料の1/2（最大5万円/月、最大3年間） 固定資産税、都市計画税の課税免除 ・新築：3年 ・中古：2年	・補助金：2,500万円		
		・新規雇用10人以上	【補助金】 ・雇用1人につき30万円 ・通信回線使用料の1/2（最大3年間） ・土地建物賃借料の1/2（最大5万円/月、最大3年間） 固定資産税、都市計画税の課税免除 ・新築：6年 ・中古：3年	・補助金：2,500万円		
	ベンチャー企業等	創業者または従業者が加賀市内に居住	【補助金】 ・雇用1人につき30万円 ・通信回線使用料の1/2（最大3年間） ・土地建物賃借料の1/2（最大5万円/月、最大3年間） ・事業所開設等に係る経費の1/2（最大100万円※） 固定資産税、都市計画税の課税免除 ・新築：3年 ・中古：2年	・補助金：2,500万円	※加賀市インノベーションセンター内のインキュベーションルーム退去者は最大50万円	

<羽咋市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
羽咋市商工業振興条例による助成金	製造業、情報サービス業、先端技術産業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、試験研究所等	【投資額、雇用】 ・新設：5,000万円以上、5人以上 ・増設：5,000万円以上、3人以上	【本社機能移転以外の新設の場合】 ・雇用5～14人：投資額×10% ・雇用15～19人：投資額×15% ・雇用20人以上：投資額×20% 【本社機能移転以外の増設の場合】 ・雇用3～4人：投資額×1.25% ・雇用5～9人：投資額×2.5% ・雇用10～14人：投資額×5% ・雇用15～19人：投資額×7.5% ・雇用20人以上：投資額×10%	2億円	※市長特認について… 成長産業分野の業種は、投資による助成率に10以内を加算 ※本社機能移転について… 市外からの移転に限る。 ※限度額について… 投資による助成と併せて最大2億3,000万円	羽咋市役所 商工観光課 0767-22-1118 syoukan@city.hakui.lg.jp
			【本社機能移転の新設の場合】 ・雇用5～14人：投資額×15% ・雇用15～19人：投資額×20% ・雇用20人以上：投資額×25% 【本社機能移転の増設の場合】 ・雇用3～4人：投資額×6.25% ・雇用5～9人：投資額×7.5% ・雇用10～14人：投資額×10% ・雇用15～19人：投資額×12.5% ・雇用20人以上：投資額×15%			
			【雇用による助成】 ・地元新規雇用者1人につき50万円 ・移転従業員1人につき25万円	3,000万円		
羽咋市遊休工場等利用及び雇用促進補助金	製造業、流通関連業、情報サービス業等	・現在使用されていない工場、家屋を利用し、事業を行うこと。 ・投資額1,000万円 ・雇用3人以上	・投資額×5% + 雇用1人につき25万円	・投資額：500万円 ・雇用：250万円		
羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金	ソフトウェア業、情報サービス業、映像制作・配給業、設計・デザイン業等	・サテライトオフィスの開設 ・投資額 要件なし ・雇用 2人以上	・投資額×25%（増設15%） + 市民雇用1人につき50万円	・投資分：1,500万円 ・雇用分：上限なし		

<かほく市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
工場立地助成金	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業、農業、流通関連業務、宿泊業、自動車整備業、コールセンター業	【投資額、雇用】 ・新設：3,000万円以上、3人以上 ・増設：2,000万円以上、2人以上 ・移設：2,000万円以上、2人以上	・新設：投資額×20%以内 ・増設：投資額×10%以内	・新設：3億円 ・増設：2億円	※本社機能とは… 企業の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、国際事業部門、事業を統括する部門その他これらに類する部門を有する機能をいう	かほく市役所 地域政策部企画課 076-283-1112 kikaku@city.kahoku.lg.jp
本社機能移転助成金（工場等併設型）※			・新設：投資額×25%以内 ・増設：投資額×15%以内 ・移設：投資額×15%以内	・新設：6億円 ・増設：4億円 ・移設：3億円	※工場等併設型は、本社機能と工場等を同時に市内へ移転する場合に適用可能 ※令和9年4月より新制度へ移行（内容はかほく市ホームページで別途案内）	
雇用促進助成金	工場等立地助成金、本社機能移転助成金又は本社機能移転助成金（工場等併設型）を受けた企業		・1人につき50万円	無し		

<白山市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
工場立地助成金	製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、情報処理・提供サービス業、試験研究開発施設、流通加工を伴う物流施設	・用地：2,500㎡以上（用地取得後3年以内に操業開始） ・建物・設備：1,000㎡以上（用地取得後3年以内に操業開始） ・雇用10人以上（操業開始時）	・新設： 投資額×5%+1人につき50万円※1 ・増設※2： 投資額×2.5%+1人につき50万円	5億円	※1雇用助成について… 工場建設に関し、操業日前90日から当該操業開始後1年までの間に市内在住者を新規に5人以上雇用するもの ※2増設について… ・用地取得又は賃貸開始後3年を経過し建設した工場を言います。 ・既存工場の増設において、県の補助金の交付を受ける場合は、用地取得・賃貸開始後3年を経た工場の増設も交付対象となります。 ・過去にこの助成金の交付の対象となった用地、取得又は賃貸開始後3年を経過した用地において工場を新設した場合は助成率を1/2とします。	白山市役所 企業立地室 076-274-9543 kigyouricchi@city.hakusan.lg.jp
本社機能立地促進補助金	経営意思決定、経営資源管理（総務、経理、人事）、情報処理、国際事業、研究開発の機能を有する事務所	【投資額、雇用】 ・1億円以上（石川県本社機能立地促進補助金の対象は5,000万円以上）、5人以上	【投資額2億円以上かつ雇用10人以上】 ・新設：投資額×10%+1人につき50万円 ・増設：投資額×5%+ “ ” 【投資額2億円未満、雇用9人以下】 ・新設：投資額×5%+1人につき50万円 ・増設：投資額×2.5%+ “ ”	5億円※	※限度額について… 工場立地助成との併用の場合は併せて5億円	
白山市サテライトオフィス立地促進補助金	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業、機械設計業等	・白山ろく（旧5村）の区域におけるサテライトオフィスの開設 ・投資額 要件なし ・雇用 2人以上	・投資額×25%（増設15%） + 雇用1人につき50万円	・投資分：500万円 ・雇用分：500万円	新設：県外→白山市 増設：県内市外→白山市	白山市役所 商工課 076-274-9542 syoukou@city.hakusan.lg.jp
		【その他の地域】 サテライトオフィスの開設 ・投資額 1,000万円以上 ・雇用 5人以上	・投資額×10%（増設7.5%）+雇用1人につき50万円			

＜能美市＞

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
	全ての業種における本社機能、データセンター、いしかわサイエンスパークへの立地	【投資額、雇用】 5,000万円以上、5人以上増加	新設：投資額×5%以内＋雇用奨励助成金(※1) 増設：投資額×2.5%以内＋雇用奨励助成金(※1) ・石川県が交付する補助金(※2)の交付対象の場合 新設：投資額×10%以内＋雇用奨励助成金(※1) 増設：投資額×5%以内＋雇用奨励助成金(※1)	新設：5億円 増設：2億円		
	自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、機械設計業	【投資額、雇用】 5,000万円以上、3人以上の増加 ※コールセンターの場合は従業員100人以上の増加	新設：投資額×10%以内＋雇用奨励助成金(※1) 増設：投資額×5%以内＋雇用奨励助成金(※1)	新設：5億円 増設：2億円		

＜野々市市＞

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
野々市市企業立地促進助成金	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計、ホテル（新設のみ）	【投資額、雇用】 ・新設：5,000万円以上、5人以上 ・増設：5,000万円以上、2人以上 【ホテルのみ】 ・コンベンション機能を有するものの	・投資額×20%	2億円	※ホテルについて… 客室数が100室以上かつ講演会、研修会、展示会等を開催するための設備を備えた会議場又は宴会場（床面積が300㎡以上であるものに限る）を有すること。	野々市市役所 地域振興課 076-227-6160 chiiki@city.nonoichi.lg.jp
雇用促進助成金	野々市市企業立地促進助成金を受けた企業		・新規雇用者1人につき50万円	2,500万円		
本社機能施設立地促進補助金	本社機能施設（自企業の経営を推進するため組織全体の事業及び業務を管理、統括又は運営を行う機能を有する施設）	必須要件と選択要件のいずれか1つの要件を満たすこと 【新設】 必須：当該施設に5人以上在籍 選択：①投資額が5,000万円以上 ②当該施設に市民3人以上在籍 【増設】 必須：2,000万円以上 選択：①当該施設在籍者の数が事業開始後1年以内に2人以上増加 ②既存本社機能施設の規模がある程度増加するものの	・新設：投資額×10%以内 ・増設：投資額×7.5%以内	・新設：2億円 ・増設：1億円		
市民雇用促進補助金	本社機能施設立地促進補助金を受けた企業		・新規雇用者1人につき50万円			

＜川北町＞ 制度なし

<津幡町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
商工業振興促進助成金	・製造業 ・情報通信業 ・運輸業、郵便業（物流施設の設置に限る。） ・卸売業、小売業（物流施設の設置に限る。） ・学術研究、専門・技術サービス業 ・宿泊業、飲食サービス業のうち宿泊業（一定以上のコンベンション機能を有する施設の設置に限るものとし、風営法第2条第5項に規定する事業の用に供する施設に係るものを除く。） ・サービス業（他に分類されないもの）のうちコールセンター業 ・農業、林業（自然環境に影響されず継続的に植物の生産を行うものに限る。）	【新設】 操業開始時の常時雇用従業員数5人以上であり、そのうち町民が3人以上 【増設又は移設】 増設又は移設分の操業開始時の常時雇用従業員数のうち町民が3人以上 ・事業所等を設置する目的で土地を取得し、建物を建築又は取得していること。 ・土地の取得から6年以内に操業を開始していること。ただし、同一敷地内での増設の場合を除く。 ・建物の建築又は取得から1年以内に操業を開始していること。 ・助成対象投資額が1億円以上であること。	【新設】 助成対象投資額の15%以内に相当する額 【増設又は移設】 助成対象投資額の10%以内に相当する額 助成対象投資額は次の合計額とする。 ・土地の取得及び造成に要した経費 ・事業所等の建物の建築又は取得に要した経費及びこれに準ずる費用として町長が認めた経費 ・事業所等の設置に伴い取得した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する期間が5年以上のもので、事業所等の操業開始の日から1年以内に取得したものに限る）の取得に要した経費及びこれに準ずる費用として町長が認めた経費	2億5千万円（町長特認3億5千万円）	物流施設の場合、助成金額及び限度額は1/2	津幡町役場 産業振興課 076-288-6704 sangyou@town.tsu- bata.lg.jp
新規雇用促進奨励金	製造業、先端技術関連産業、物流関連産業、試験研究開発施設、農林水産業、旅館業、情報サービス関連産業、その他町長が特に認めたもの	新規雇用対象者：雇入れ開始時に、町民又は事業所の移転に伴い本町内に転入した当該事業者の従業員 【新設】 ・操業開始日から1年以内に正規雇用した従業員について、6人以上10人未満の場合にあつては2分の1以上の新規雇用対象者を、10人以上の場合にあつては5人以上の新規雇用対象者があり、引き続き18か月以上雇用すること 【増設】 ・増設した事業所の操業開始日から1年以内に3人以上の新規雇用対象者があり、引き続き18か月以上雇用すること	・1人につき20万円	400万円		

<内灘町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地促進及び雇用拡大助成金	新設の研究所、情報産業施設	【投資額、雇用】 ・5,000万円以上、5人以上	・投資額×5% + 雇用1人につき50万円	1億円		内灘町役場 企画課 076-286-6727 kikaku@town.uchina- da.lg.jp

<志賀町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
志賀町本社機能施設立地促進補助金	本社機能施設の新設又は増設を行う企業	【投資額、雇用】 ・新設：5,000万円以上、5人以上 ・増設：5,000万円以上、3人以上	・新設：投資額×25% ・増設：投資額×15%			志賀町役場商工観光課 産業団地整備室 0767-32-1183 kigyou-yuchi@town.shika.l- g.jp
志賀町サテライトオフィス立地促進補助金	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報製作・配給業、デザイン業、機械設計業等	・サテライトオフィスの開設 ・投資額 要件なし ・雇用2人以上	投資額×25%（増設15%）＋常時雇用1人につき50万円	最大1,500万円		

＜宝達志水町＞

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地奨励助成金	製造業、研究所、情報サービス業、デザイン・機械設計業	【投資額、雇用】 ・新設：3,000万円以上、3人以上 ・増設：2,000万円以上、1人以上	・新設：投資額×20% ＋ 雇用1人につき50万円 ・増設：投資額×10% ＋ 雇用1人につき50万円 ※本社機能移転の場合は助成率に100分の10を上乗せ	・新設：2億円 ・増設：1億円	※その他の奨励措置 特定の町有地を借り上げて事業を実施する場合、30年を上限として無償貸与することが可能 → 宝達志水町今浜東30、河原ミ82番地13,792㎡	宝達志水町役場 商工観光課 0767-29-8250 sho-kan@town.hodatsushimizu.lg.jp
宝達志水町サテライトオフィス立地促進補助金	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業等	・サテライトオフィスの開設 ・投資額 要件無し ・雇用2人以上	投資額×40%（増設25%）＋常時地元雇用1人につき50万円	最大2,500万円		

＜中能登町＞ 制度なし

＜穴水町＞

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
穴水町企業誘致条例	製造業、生産加工業、情報サービス業、先端技術産業、流通関連事業、試験研究所、宿泊観光業等	【投資額、雇用】 ・新設：1億円以上、5人以上 ・増設：5,000万円以上、5人以上	・投資額×20% ＋ 雇用1人につき50万円	1億円		穴水町役場 企画課 0768-52-3625 kikaku3@town.anamizu.lg.jp

＜能登町＞

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
能登町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（立地促進助成金と雇用促進助成金）	工場、研究所、物流施設、教育施設、観光施設、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業	【投資額、雇用】 ・1,000万円以上、3人以上	【立地促進助成金】 ◇新設：投資額×20%、又は下記（1）～（3）に定める額のいずれか低い額の範囲内 ◇増設：投資額×15%、又は下記（1）～（3）に定める額のいずれか低い額の範囲内 （1）常用雇用従業員の増加数が3人以上10人未満の場合：5,000万円 （2）常用雇用従業員の増加数が10人以上30人未満の場合：1億円 （3）常用雇用従業員の増加数が30人以上の場合：2億円 【雇用促進助成金】 新規雇用1人につき、50万円	2億円 ※立地促進助成金・雇用促進助成金どちらも併せた助成金総額が2億円を超えないものとする		能登町役場 企画財政課 0768-62-8535 kikakuzaisei@town.noto.lg.jp
能登町サテライトオフィス誘致推進事業補助金	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業、建設設計業、機械設計業	・町内に事業所を有しておらず、町内において正規雇用の従業員が2名以上在籍するサテライトオフィスを新設するもの ・投資額 額の定めはなし ・投資対象 ア：土地及び家屋並びに償却資産の取得費 イ：移転費 ウ：家屋の改修費 エ：備品の取得費 オ：リース料（3年間） カ：土地および家屋の賃借料（3年間） キ：通信回線料（3年間） ・雇用2人以上	1. サテライトオフィス新設事業 補助対象業種がサテライトオフィス新設に係るア～エの投資額の1/2に相当する額。 2. サテライトオフィス維持事業 補助対象業種がサテライトオフィス維持に係るオ～キの投資額の1/2に相当する額。 3. 新規地元雇用促進事業 サテライトオフィス開設日から起算して3年を経過した日における新規地元雇用者1人につき、30万円。	1. 120万円を限度とする。 2. 60万円を限度とする。 3. 120万円を限度とする。	本町の他の制度による補助金の交付を受けている者又は受けようとするものは補助対象外	